

# 寄付による地方自治への住民参画について

## ～マッチングギフト、寄付による投票条例を事例に～

### 1. はじめに

地域格差是正が叫ばれるなか、総務大臣の発案で議論が広がった「ふるさと納税」については、10月に出された「ふるさと納税研究会報告書」において、寄付金税制の応用により個人住民税の税額控除を行う方向が示された。今後、平成20年度の税制改正に盛り込まれる可能性が高いと考えられている。

その一方、住民による地方行政への関与に寄付の仕組みを取り入れようとする試みが、ふるさと納税の議論以前から広がりつつある。ひとつは「マッチングギフト(上乘せ寄付)」という考え方を取り入れた仕組みであり、もうひとつは「寄付による投票条例」である。

本稿は、関心の高まりつつある寄付を切り口とした事例を取り上げながら、寄付による地方自治への住民参画について最近の動きを整理するとともに、こうした新しい制度を導入することのメリットや課題を把握することで、今後の議論の参考となることを期待するものである。

### 2. 地方自治体の寄付収入

自治体の歳入決算の内訳として寄付金の項目が設けられていることからわかるように、自治体の寄付収入自体は、珍しいものではない。

図表1に自治体歳入に占める寄付金の状況を示した。平成17年度における全国都道府県と市町村の寄付金収入の合計は791億67百万円となっている。決して少ない額とはいえないものの、歳入総額に占める割合は1%にも達していない。

図表1 全国自治体の歳入決算に占める寄付金の状況  
(単位：百万円)

区分	全国都道府県歳入		
	総額	寄付金	比率
平成7年度	53,730,220	19,914	0.037%
平成8年度	53,656,094	18,700	0.035%
平成9年度	52,887,509	12,800	0.024%
平成10年度	55,503,347	36,676	0.066%
平成11年度	55,079,188	21,924	0.040%
平成12年度	54,414,878	20,549	0.038%
平成13年度	53,962,473	18,627	0.035%
平成14年度	51,464,203	10,982	0.021%
平成15年度	49,811,034	9,827	0.020%
平成16年度	48,995,491	9,973	0.020%
平成17年度	48,694,518	12,556	0.026%
区分	全国市町村歳入		
	総額	寄付金	比率
平成7年度	53,365,389	158,216	0.296%
平成8年度	53,334,479	164,795	0.309%
平成9年度	52,785,429	147,720	0.280%
平成10年度	54,175,770	122,700	0.226%
平成11年度	55,507,450	120,501	0.217%
平成12年度	52,804,183	110,111	0.209%
平成13年度	52,938,099	101,309	0.191%
平成14年度	51,796,561	92,542	0.179%
平成15年度	51,195,752	79,757	0.156%
平成16年度	50,650,037	85,584	0.169%
平成17年度	50,478,606	66,611	0.132%